

三菱電機グループ
グリーン調達基準書



はじめに

三菱電機グループでは、1993年度から環境保全に関する自主的な取り組みを「環境計画」として体系化し、すべての事業活動及び社員行動を通じ、これまでに培った技術と今後開発する技術により、環境保全と向上に努めるという環境基本理念のもと、環境負荷低減や環境経営基盤の整備に取り組んでまいりました。

環境に配慮した製品・サービスの提供の為には、環境負荷の少ない資材の調達、すなわち「グリーン調達」が不可欠となります。このため三菱電機グループでは2000年9月「三菱電機グループ・グリーン調達基準書」を策定し、環境に配慮した資材調達活動を推進すると共に、サプライヤー様の「グリーン認定」を進めてまいりました。

グリーン調達活動はサプライヤー様のご理解なくしては困難であり、サプライヤー様とのパートナーシップをさらに推進していきたいと、ご支援、ご協力の程、宜しくお願い致します。

三菱電機株式会社
資材部

目次

表紙

| | |
|--|-----|
| はじめに | 1/6 |
| I. グリーン調達の考え方 | 2/6 |
| 1. 目的と適用範囲 | |
| (1) グリーン調達の目的 | |
| (2) グリーン調達の適用範囲 | |
| 2. グリーン調達基準 | |
| 2-1. サプライヤー様の選定評価基準について | |
| (1) 環境管理への取り組み体制 | |
| (2) 製造工程、資材に対する環境保全への配慮の状況 | |
| 2-2. 三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の取り扱い基準 | |
| (1) 環境リスク物質の区分と取り扱い基準 | |
| (2) グリーン調達で進める製品含有化学物質に関する情報伝達 | |
| (3) 環境リスク物質リストの改訂基準 | |
| II. グリーン認定 | 3/6 |
| 1. 調査対象 | |
| 2. 調査 | |
| (1) グリーン認定の流れ | |
| (2) サプライヤー様の回答の進め方 | |
| (3) 注意事項など | |
| 3. グリーン認定の期限 | |
| III. サプライヤー様へのお願い | 5/6 |
| 1. グリーン認定へのご協力のお願ひ | |
| 2. 環境リスク物質の把握、並びに含有量調査へのご協力のお願ひ | |
| 3. 環境リスク物質の含有禁止と含有量削減 | |
| 4. 省資源化への配慮 | |
| 5. CO ₂ 排出量削減への配慮 | |
| 6. 省エネルギーへの配慮 | |
| 7. サプライヤー様とのパートナーシップによる環境負荷低減 | |
| 8. 使用済み資材の引き取り | |
| 9. グリーン購入の推進 | |
| 10. 環境負荷低減に関する覚書の締結 | |

I. グリーン調達の方針

1. 目的と適用範囲

(1) グリーン調達の目的

三菱電機グループは、サプライヤー様とのパートナーシップに基づくグリーン調達の推進により、環境に配慮した製品をお客様にお届けし、環境負荷低減を図り、循環型社会の実現を目指します。

(2) グリーン調達の適用範囲

この基準は、三菱電機グループに納入いただく全ての資材（※ 1）の調達活動に適用します。

※ 1 資材：三菱電機グループの製品に組み込まれる生産材（原料、材料、部品、ユニット、OEM、梱包材料）や、三菱電機グループの製造工程で使用される間接材料（ガス、薬品、設備などのうち、製品に付着する可能性がないもの）を含みます。その他のお取引（ソフトウェア、役務契約など）は、原則としてグリーン調達調査の対象外ですが、必要に応じて調査をお願いする場合がございます。

2. グリーン調達基準

2-1. サプライヤー様の選定評価基準について

三菱電機グループでは、これまでの"Q;品質"、"C;価格"、"D;納期"、"S;サービス"、等の調達基準に加えて、"E;サプライヤー様の環境への取り組み"を調達基準の1つと位置付け、環境取り組み度の高いサプライヤー様から優先してお取引を進めていきます。

"E;サプライヤー様の環境への取り組み"に関する選定評価基準は下記の通りです。

(1) 環境管理への取り組み体制

①ISO14001の認証取得による環境マネジメント・システム（EMS：Environmental Management System）を構築していること。

なお、[EMAS（EU理事会規則「環境監査・監査スキーム」）]や[KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）]等の第三者認証を受けている場合は、ISO14001の認証取得と同様に取り扱います。

②ISO14001認証等の第三者認証を未取得の場合には、以下の全てを満たしていること。

ア. 環境保全に関する「企業理念」、「方針」、「自主基準・目標」、「方針・目標達成のための実行計画」がある

イ. 環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を持った適切な環境管理を行っている

ウ. 環境保全に関する法規制を遵守している

エ. 環境保全に関する取り組みについて内部監査の仕組みがある

オ. 以下の項目について、環境保全への積極的な取り組みがなされている（仕組みがあり自主基準・運用により評価を行っている）

(i) エネルギー管理

(iv) 環境リスク管理

(ii) 廃棄物管理

(v) 製品アセスメント（DFE教育を含む）

(iii) 化学物質管理

(vi) 環境保全に関する教育

カ. 環境保全に関する緊急事態への対応方法が明確化されている

(2) 製造工程、資材に対する環境保全への配慮の状況

製品アセスメントの実施をお願いすることがあります。当社グループへ製品アセスメントの結果について、開示をお願いすることがあります。

①資源の有効活用

ア. 資源の使用に配慮していること

(i) 水、森林、金属など天然資源の節約

(iii) 製造時における投入資源の削減

(ii) 包装材料の削減

(iv) 製造時における排出物削減及び廃棄物発生最小化

イ. 再使用化を配慮していること

(i) 再使用容易化

(ii) 長寿命化

ウ. リサイクル可能性を配慮していること（再生材の利用、部品の再利用）

エ. 分解性／破碎処理容易化などの処理・処分容易性を配慮していること

②エネルギーの効率利用

ア. 三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクル（製造、輸送工程など）についてエネルギーの最小化を図っていること

イ. 三菱電機グループに納入いただく資材そのものの消費電力・待機電力等エネルギー効率の改善を図っていること

③環境リスク物質による環境影響への配慮

ア. 会社・事業所における化学物質の適正管理と排出抑制

(i) 会社・事業所のある世界的、国家及び地方レベルの化学物質に関する環境規制対応

イ. 製品に含有される化学物質の適正管理と国内外の法規制等への対応

以下のような国内外の法規制等を考慮し、サプライヤー様の調達、製造、保管、及び出荷の各段階において化学物質の適正管理、適法対応ができています。

(i) 日本の化審法、J-Moss (JIS規格：C0950)

(ii) EUのRoHS指令、ELV指令、EU包装・包装廃棄物指令

(iii) 中華人民共和国 情報産業部の『電子情報製品の汚染予防管理方法』

(iv) EUのREACH規則、CLP規制

(v) その他の各国法規制

(vi) 顧客要求等により進める三菱電機グループの自主規制

2-2. 三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の取り扱い基準

三菱電機グループで定める環境リスク物質を管理すると共に、三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の含有調査を行い、資材の環境負荷低減を図っていきます。

(1) 環境リスク物質の区分と取り扱い基準

グリーン調達の「環境リスク物質」とは、別紙の「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」に記載している物質であり、取り扱いの基準を以下の3つのレベルに区分し定義しております。

①レベルⅠ「含有・付着禁止物質」：人の健康又は生態系への影響が著しい物質で、国内の法規で使用が禁止されているもの、又は三菱電機グループ自主規制物質。

②レベルⅡ「削減物質」：レベルⅠに該当しない物質で、国内外の法規又は三菱電機グループ自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべき物質

③レベルⅢ「定量的把握物質」：レベルⅠ、レベルⅡに該当しない物質で、含有量の把握が必要な物質

(2) グリーン調達で進める製品含有化学物質に関する情報伝達

三菱電機グループの製品含有化学物質は、JAMPのガイドラインなどに沿った共通形式による製品含有化学物質情報の開示・伝達を実施します。(また一部JIGに沿った調査をお願いする場合がございますので、ご協力をお願い致します。)

(3) 環境リスク物質リストの改訂基準

「環境リスク物質」は、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものです。三菱電機グループでは、より適切な活動を進めるために、随時「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」の改訂を行います。最新リストは、当社のウェブサイトにてご確認いただくようお願い致します。

Ⅱ. グリーン認定

三菱電機グループで進める「グリーン認定」は、三菱電機グループで定める基準に達しているサプライヤー様を認定するものです。三菱電機グループでは、グリーン認定基準に達した、信頼できるサプライヤー様から優先的に調達することで、国内外法規制への確実な対応を図ります。

1. 調査対象

三菱電機グループに資材を納入いただいているメーカ、加工外注先、及び商社を、グリーン認定に向けた調査の対象としております。グリーン認定に向けた調査依頼を受けていないサプライヤー様は、三菱電機グループがグリーン認定に向けた調査の対象外とするところです。具体的には、ソフトウェア、役務契約、工事外注、OA関連サービスパーツ、試作品、測定器、レンタルなど、資材以外の取引のサプライヤー様、又は、法規制の対象範囲に含まれない製品で、三菱電機グループが調査を依頼しないサプライヤー様としております。なお、国内外法規制の改正に伴い、調査対象範囲を変更させていただく場合があります。

2. 調査

(1) グリーン認定の流れ

①三菱電機グループからサプライヤー様に、グリーン認定に向けた調査を依頼致します。

②後述の記入要領に沿って「三菱電機グループ『グリーン認定』および『CSR調達』に向けた調査票」に記入いただき、三菱電機グループにご提出いただきます。

- ③ご提出いただいた調査票を採点し、サプライヤー様に結果をお知らせ致します。調査の結果、グリーン認定を受けられなかったサプライヤー様には、1年以内にグリーン認定を取得できるよう、改善に向けた計画をご提出いただきます。

表1 判定結果

質問Ⅰ. 環境管理への取組みに関する調査

| A | B | C | D | E |
|--------------|--------------|--------------|--------|---------|
| ○優先取引（優先度 高） | ○優先取引（優先度 中） | ○取引継続（優先度 低） | × 取引縮小 | × 取引中止へ |

質問Ⅱ～Ⅳ. 欧州 RoHS 指令・ELV 指令・欧州 CLP 規則、中国 RoHS 等重点管理リスト掲載物質への取組調査

| ランク 1 | ランク 2 |
|-------|-------|
| ○認定 | × 非認定 |

- ④グリーン認定を受けられなかったサプライヤー様には、1年以内に、グリーン認定に向けた再調査を実施致します。
 ⑤ご回答内容に変更が生じた場合には、速やかに調査票の再提出をお願い致します。再判定を実施致します。

(2) サプライヤー様の回答の進め方

- ①「三菱電機グループ『グリーン認定』および『CSR調達』に向けた調査票」を、三菱電機ホームページから入手して下さい。
 三菱電機株式会社 グリーン調達のページ：<http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/shizai/green/index.html>
- ②サプライヤー様（貴社/事業所）が「商社」様の場合、仕入れ先への調査をお願いすることがあります。
- (i) 三菱電機グループから、納入品を各国化学物質規制に対応するように依頼されている場合は、確実に各国化学物質規制にご対応いただくために、貴社に加えて、貴社の仕入先様であるメーカ・加工外注先様に対し、グリーン認定に向けた調査を実施いただきますよう、ご協力をお願いすることがあります。大変お手数ですが、貴社ご回答を作成いただくとともに、貴社の仕入先様（メーカ又は加工外注先）からも調査へのご回答を入手いただきますよう、お願い致します。
 - (ii) 海外の仕入先様には英語・中国語の調査様式とグリーン調達基準書を送付いただき、ご回答を貴社にて日本語の調査様式にインプットし、電子データでご提示下さい。
 - (iii) 仕入先様からの調達ルートに別会社（商社等）を経由される場合、仕入先様からの回答入手を確実に実施願います。

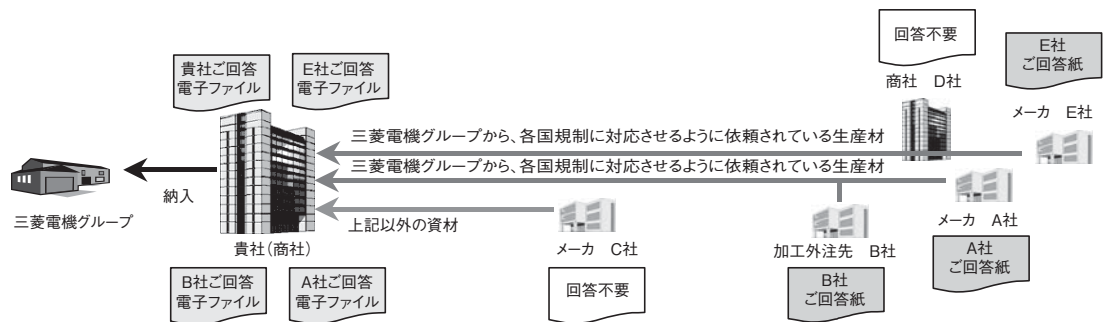


図1 「商社」様に依頼する仕入れ先への調査範囲

- ③調査票に記載されている回答例を参考に、ご回答を入力下さい。
 ④ご回答を入力いただいた時点で、「自己採点」ボタンをクリックし、ランクをご確認下さい。
 グリーン認定基準（質問ⅠはA、B、Cいずれかのランク。質問Ⅱ～ⅣはランクⅠ）を満たしていない場合は、質問Ⅶに、今後の取組強化に向けた方針、スケジュール等をご記入下さい。
 グリーン認定基準を満たしている場合は、質問Ⅶへの記入は不要です。
 CSR調達への取組みに関する調査も併せて行いますので質問Ⅴにご回答ください。
 ⑤記入漏れがない事をご確認いただき、貴社に記入をお願い致しました三菱電機グループの窓口にご提出下さい。
 ご回答は、電子メール、フロッピーディスク、CD-R、E-メール等により、Excel電子データでご提出下さい。

(3) 注意事項など

- ①調査結果は当社の調達方針に影響を与えますので、記載誤りのなきようお願い致します。
万一、記載誤りがあった場合、又は、記載内容に変更が生じた際には、速やかに訂正版のご提出をお願い致します。
なお、記載誤りを放置された際は、取引基本契約書に基づき厳正に対処させていただきます。
- ②不使用保証書、含有情報調査回答に虚偽があり当社に損害を及ぼした場合は、発行したグリーン認定を取り消します。

3. グリーン認定の期限

三菱電機グループ「グリーン認定」の有効期限は、発行日から3年後の年度末とし、グリーン認定証に、その旨を記載します。

(例：2014年7月発行の場合、有効期限は2017年度末＝2018年3月31日)。

ただし、関連法規の変化等により調査内容を改定する必要性が生じ、認定の有効期限内に再調査、再認定を実施する場合がございます。この場合、最新の認定を有効と致します。

Ⅲ. サプライヤー様へのお願い

三菱電機グループはサプライヤー様からいただく「三菱電機グループ『グリーン認定』および『CSR調達』に向けた調査票」及び、製品に含有される化学物質の調査結果を活用することによって、環境に配慮した製品をお客さまにお届けし、規制への遵法対応を徹底していきます。下記調査へのご協力並びに、環境保全活動、地球温暖化防止への取り組みをお願い致します。

1. グリーン認定へのご協力をお願い

ISO14001認証取得による環境マネジメント・システムを構築、又は 第I章2項に示す基準を満たし、環境保全活動の取り組みをお願い致します。サプライヤー様における環境負荷低減活動への取り組み状況が、三菱電機グループのグリーン調達基準に達しているかどうかの判定を第II章2項に記載する「三菱電機グループ『グリーン認定』および『CSR調達』に向けた調査票」により実施することがありますので、ご協力をお願い致します。

2. 環境リスク物質の把握、並びに含有量調査へのご協力をお願い

三菱電機グループに納入いただく資材については、三菱電機グループが定める環境リスク物質(別紙の「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」)の含有の有無と含有量等の最新状況につき把握頂きますよう、ご協力をお願い致します。また納入生産材につきましては、サプライヤー様に対して下記(1)～(3)に記載の保証、あるいは調査を実施させていただくことがありますのでご協力をお願い致します。資材の製造工程における環境リスク物質の使用・削減状況についても、同様の保証、調査を実施させていただくことがあります。

本調査に対する回答内容に誤りがあった場合、製品の回収が余儀なくされ、場合によっては製品が市場から排除される等、多大な損失が発生するおそれがありますので、厳正なご回答をお願い致します。

(1) 三菱電機グループ「グリーン認定」および「CSR調達」に向けた調査票への回答

(2) 使用禁止、又は使用廃止への保証

- ①三菱電機グループ“レベルI：含有・付着禁止物質”不使用保証書；
レベルI物質が納入生産材に使用されていないことの保証をお願いします。
- ②三菱電機グループ“RoHS規制6物質”不使用保証書；
必要に応じてRoHS規制6物質が三菱電機グループに納入いただく資材に含有されていないことの保証をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。

(3) 「管理対象物質」の使用廃止時期の調査

三菱電機グループに納入いただく生産材について、国内外の法規制に基づき使用廃止時期に関する調査を必要に応じ実施致します。

(4) 製品含有化学物質に関する情報伝達

納入生産材についてJAMPが推奨するMSDSplusおよびAISによる製品含有化学物質情報の開示・伝達を必要に応じて実施します。(また一部JIGに基づく調査を実施する場合があります。)

3. 環境リスク物質の含有禁止と含有量削減

三菱電機グループ管理対象化学物質リストに規定されるレベルⅠ物質（含有・付着禁止物質）は含有を禁止、レベルⅡ物質は含有量の削減に努めていただくようお願い致します。また、法規制等により当該物質の使用が規制されている場合は使用廃止期限までに含有を廃止するようお願い致します。

4. 省資源化への配慮

三菱電機グループに納入いただく資材に関しましては、リデュース、リユース、リサイクルにご配慮をお願い致します。

5. CO₂排出量削減への配慮

三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクルに関しましては、CO₂排出量削減にご配慮をお願い致します。

6. 省エネルギーへの配慮

三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクルに関しましては、省エネルギーにご配慮をお願い致します。

7. サプライヤー様とのパートナーシップによる環境負荷低減

三菱電機グループが実施する調査の結果をサプライヤー様にフィードバックする等、環境コミュニケーションを図らせて頂きます。調査結果を踏まえた環境負荷低減に向けた取り組みをお願い致します。

8. 使用済み資材の引き取り

三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質に関し、情報開示して頂けない場合や、三菱電機グループでの当該物質の処理が困難になった場合には、当該資材について、引き取り(持ち帰り)と処理をお願いする場合があります。

9. グリーン購入の推進

環境負荷低減に向けて、可能な限り、製品や部材のグリーン購入を推進いただくようお願い致します。

10. 環境負荷低減に関する覚書の締結

必要に応じて、調査への協力などを取り決める覚書を締結させていただく場合があります。

本基準に対するお問合せは以下にてお受けします。

三菱電機株式会社 資材部

TEL : 03-3218-2944 FAX : 03-3218-2384

E-mail : Pud.Greenprocurement@mf.MitsubishiElectric.co.jp

本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程宜しくお願い申し上げます。なお、本「グリーン調達基準書」は、下記の三菱電機株式会社ホームページでもご覧いただけます。

三菱電機株式会社ホームページ : <http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/shizai/green/index.html>

以上

三菱電機株式会社

お問い合わせ先 資材部/ 〒100-8310 東京都千代田区丸の内2-7-3 (東京ビル)
TEL (03) 3218-2944 FAX (03) 3218-2384
E-mail:Pud.Greenprocurement@mf.MitsubishiElectric.co.jp [http:// www.mitsubishielectric.co.jp](http://www.mitsubishielectric.co.jp)